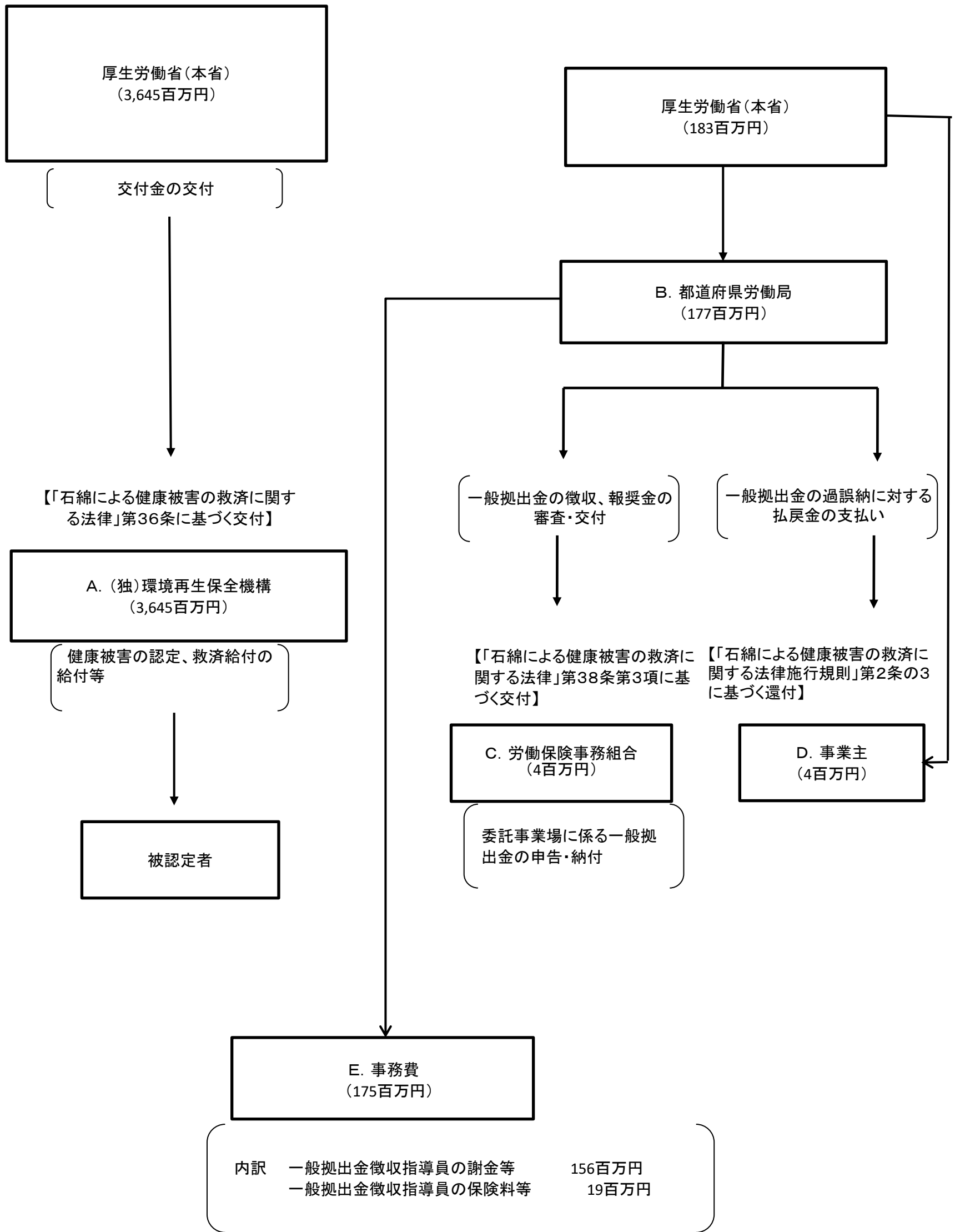


事業番号0474							
平成29年度行政事業レビューシート（厚生労働省）							
事業名	石綿健康被害救済事業に必要な経費			担当部局庁	労働基準局	作成責任者	
事業開始年度	平成19年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働保険徴収課	三浦 宏二	
会計区分	労働保険特別会計徴収勘定						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	石綿による健康被害の救済に関する法律第35条、第36条及び第38条		関係する計画、 通知等	-			
主要政策・施策	-		主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿による健康被害に対する救済給付に充てるため、労災保険適用事業主から、毎年度一般拠出金を徴収する。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付しているものである。						
実施方法	直接実施、委託・請負						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算 の 状 況	当初予算	3,701	3,855	3,860	3,853	4,028
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	
		計	3,701	3,855	3,860	3,853	4,028
	執行額		3,683	3,671	3,828		
	執行率 (%)		100%	95%	99%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		100%	95%	99%		
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由		
	石綿健康被害救済事業交付金		3,574	3,726	一般拠出金収入の増に伴う石綿健康被害救済事業交付金の増		
	諸謝金		218	241			
	労働保険業務庁費		34	37			
	賠償償還及払戻金		12	12			
	庁費		9	7			
	その他		6	5			
	計		3,853	4,028			

事業所管部局による点検・改善						
国費投入の必要性	項 目		評 価	評価に関する説明		
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	石綿健康被害の救済を行うため、労災保険適用事業主から一般拠出金の徴収等を行うことを目的としており、国民や社会のニーズを的確に反映している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が石綿健康被害の救済を行うための財源として、一般拠出金の徴収等を行うものであり、国が実施すべきである。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	石綿健康被害の救済を行うために労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金を、法律に基づき環境省所管の独立行政法人に交付しているものであるため、政策目的の達成手段として必要かつ適切であり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業における調達 は少額随契のみであり、一社応札となったもの及び競争性のない随意契約となったものではなく、支出先の選定は妥当である。		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無				
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、一般拠出金の徴収等を行っているものであるが、事業主から徴収した一般拠出金収入及び法律に基づき繰り入れた一般会計から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	一般拠出金の徴収等に必要最低限な人件費、独立行政法人環境再生保全機構への交付金等であり、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	一般拠出金の徴収等に必要な謝金、庁費、独立行政法人環境再生保全機構への交付金等で交付されており、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	他の事業と一体的に実施することにより、コスト削減に努めている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	達成度が100.6%であるため、成果目標に見合ったものとなっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	他の事業と一体的に実施しており、低コストで実施できている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、見込みの109.8%であることから、見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	蓄積した事業場データ等を活用し、適切な一般拠出金の徴収等に努めている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	所管府省名	事業番号	事業名			
		-	-			
点検・改善結果	点検結果	成果実績は目標を上回っており、活動実績も当初見込みを上回っている。また予算額についても執行率が99%であることから妥当な水準である。				
	改善の方向性	引き続き、成果目標である一般拠出金収納率の向上及び適切な予算要求と予算執行に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 り 状 通	点検結果は妥当であり、執行率も良好であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現 り 状	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	821	平成23年度	732	平成24年度	642	
平成25年度	450	平成26年度	460	平成27年度	474	
平成28年度	473					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.(独)環境再生保全機構			B.大阪労働局		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	交付金	石綿健康被害救済基金	3,645	諸謝金	一般拠出金徴収指導員謝金	12
	-	-	-	報奨金	労働保険事務組合報奨金	0.3
	-	-	-	庁費	社会保険料等	1
	-	-	-	払戻金	一般拠出金に係る過誤納等諸払戻金	0.1
	計		3,645	計		13.4
	C. A事務組合			D. A社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	報奨金	人件費等	0	返還金	一般拠出金の過誤納等に対する払戻金の受領	0
	計		0	計		0
	E.事務費			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	諸謝金	一般拠出金徴収指導員謝金	156	-	-	-
	庁費	社会保険料等	19	-	-	-
	計		175	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(独)環境再生保全 機構	8020005008491	石綿健康被害救済基金の 運営等	3,645	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	13	その他	-	-	-
2	神奈川労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	11	その他	-	-	-
3	愛知労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	10	その他	-	-	-
4	兵庫労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	10	その他	-	-	-
5	福岡労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	10	その他	-	-	-
6	北海道労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	9	その他	-	-	-
7	東京労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	8	その他	-	-	-
8	千葉労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	6	その他	-	-	-
9	埼玉労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	6	その他	-	-	-
10	広島労働局	-	一般拠出金の徴収、報奨 金の審査・交付等(示達)	5	その他	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	A事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
2	B事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
3	C事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
4	D事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
5	E事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
6	F事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
7	G事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
8	H事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
9	I事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-
10	J事務組合	-	委託事業場に係る一般拠 出金の申告、納付等(交 付)	0	その他	-	-	-

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	A社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
2	B社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
3	C社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
4	D社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
5	E社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
6	F社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
7	G社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
8	H社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
9	I社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-
10	J社	-	「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付	0	その他	-	-	-

E

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般抛出名徴収指導員	-	一般抛出名の徴収	175	その他	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-